

インボイス制度（適格請求書等保存方式）への対応について

平素は新潟信用金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

令和5年10月1日からインボイス制度（適格請求書保存方式）実施に伴い、当金庫より発行いたしますインボイス（適格請求書）の対応について、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 当金庫の適格請求書発行事業者登録番号について

登録番号：T3110005000964

2. 営業店窓口等でお支払いいただく各種手数料について

- (1) 営業店窓口等で各種手数料をお支払いいただいた場合、インボイスの要件を満たした「領収書」を発行いたします。
- (2) 当金庫指定の「振込依頼書」をご利用いただいて振込された際に、お客さまにお渡しする「受取書」をインボイスとしてご利用いただけます。

3. 口座振替、インターネットバンキング等でお支払いいただいている各種手数料について

- (1) 口座振替、インターネットバンキング、HB振込等で、お支払いいただいている各種手数料につきましては、インボイスの要件を満たした「インボイス管理表」を作成いたします。
- (2) 「インボイス管理表」は、「店頭発行」とDMで郵送する「継続発行」が選べます。「店頭発行」の場合は、発行対象期間、「継続発行」の場合は、DM発行周期をご指定いただけます。
※DMは(株)しんきん情報サービスより、発行対象期間の終了日から1ヵ月後の作成・発行となります。
- (3) 「インボイス管理表」をご希望されるお客さまは、お手数料おかけしますが「インボイス発行依頼書」のご提出をお願いいたします。
- (4) 一部の手数料につきましては、「インボイス管理表」に掲載されない場合がございます。その際は別途対応させていただきますので、恐れ入りますがお申し出ください。

[「インボイス発行依頼書」はこちら](#)

4. ATMでのお取引について

ATMでのお取引につきましては、「3万円未満の自動販売機・自動サービス機における取引」に該当し、お客さまが一定の事項を記載した帳簿を保存することで、消費税の仕入れ額控除を受けることができます。そのためATMから出力される「ご利用明細」につきましてはインボイスの対応は行いませんのでご了承ください。

※ご不明な点につきましては、詳しくはお取引店までお問い合わせください。

以上